

韓国における世界文化遺産登録

— 歴史的地域の取り扱いをめぐる —

山 元 貴 継

- I. はじめに
- II. 韓国の世界遺産
- III. 良洞マウルが抱える歴史的背景
 - (1) 良洞マウルの集落形成
 - (2) 良洞マウルの文化財指定
- IV. 良洞マウルにおける世界遺産登録に向けた動き
 - (1) 景観整備の方針転換
 - (2) 世界文化遺産登録と集落内の「土地」
- V. おわりに

I. はじめに

1972年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）において「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（以下世界遺産条約）」が採択され、40年余りが経過した。そして、同条約に基づき1978年より世界各地で世界遺産登録が開始され、2013年までにその登録件数は962件となった。現在、世界遺産登録の基準は10項目に整理されており、今後も、それらを1項目でも満たした「不動産」物件についての登録が目指されることとなる。

このうち世界文化遺産登録にあたっては、対象となる物件についてイコモス（国際記念物遺跡会議）の調査を通じた推薦・登録勧告を経る必要があるが、そこで前提となるのは、それらの「真正性authenticity」と「完全性integrity」であるとされる。前者の「真正

性」は、その物件が形作られた当時の状態（外観だけでなく、例えば建材などの材質をも含む）がそのまま現在まで維持されているかどうかといった評価、後者の「完全性」は、登録物件の遺産としての価値の証明に加えて、登録物件に対する未来までを見据えた保護政策の整備までを指していることが指摘される¹⁾。その中で、世界文化遺産の登録については、過度に「真正性」を重視すると、同じくヨーロッパ州などに多い石造り建造物は推薦を受けるのに有利な一方で、例えばその維持のためにどうしても建て替えや修繕を伴わざるを得ない木造建造物などは不利ではないか、といった議論もみられてきた²⁾。これについては1994年の奈良市での会議において、対象となる物件が経験してきた「復元」のプロセスも重視されることが認められた。以降、はずみがついた形で、1992年によりやく世界遺産条約を批准した日本でも世界遺産登録が進み、2014年までに文化遺産・自然遺産合わせて18件が登録されるに至った。

その一方で、世界遺産の登録を目指す、あるいは登録を維持するにあたっては、その登録物件自体、さらには物件の所在する地域に、共通して様々な課題が投げかけられることになる。ユネスコは、登録とその維持のために、登録物件自体を保護することに加えて、その周囲の環境が大きく変化することも避ける必要があるとしているためである。実

キーワード：韓国、世界文化遺産、真正性、民俗マウル、緩衝地帯

しかしながら、世界遺産登録を目指すことを前提に進められる保護政策の整備や、「緩衝地域」の設定自体も、長年の歴史の積み重ねのもとで作り上げられた地域の構造や景観にむしろ多大な変化をもたらすことが想定される。そこで本稿では、2010年7月31日に世界文化遺産登録された韓国・安東市および慶尚道・河回および良洞³⁾のうちの良洞マウル³⁾を取り上げ、様々な資史料と現地調査とをもとに、世界文化遺産登録をめぐる動きと課題とを見ていく。そして、世界文化遺産登録を目指すことによる「歴史的地域」への影響について考えたい。

[illegible]

の中心地に応じて、登録の分散がはかられた形となる。それらは文字通りの遺跡、寺院、宮殿や廟であり、以前から保護整備が進められてきたものであると同時に、人々が日常的には立ち入らない空間を対象としたものであった。

— 59 —

して知られることとなる。山々と河川とに囲まれた美しい自然景観の中に、李氏朝鮮時代当時支配階級であった「両班」が多数居住していたことを示す、瓦葺きの家屋群などのある景観が現在まで残されていることから、同集落は1984年に韓国文化広報部（現文化財庁）により、集落全体について重要民俗文化財指定がなされていた。この指定がなされた集落は、韓国では一般に「民俗マウル」と呼ばれる⁷⁾。

一方で、本稿で詳しく取り上げる良洞は、同じ慶尚北道であるが安東市から南南東に約80km離れた慶州市に属している。そして同集落も、後述するように、李氏朝鮮時代に大きく発展した氏族マウルであり、「両班」が多数居住していたことを示す瓦葺きの家屋群などがある景観が現在まで残されている。こうしたことから、河回・良洞の両集落は、いずれも同じ慶尚北道に属し、「両班」文化を色濃く残す李氏朝鮮時代を象徴するものとして、共に「共通の文化圏／時代性をもつ村落」であるとの判断がなされることとなった。ただし両集落は、現在も住民の居住がみられるところであり、そうした住民の生活の場を世界文化遺産に登録するということで、様々な問題に直面することになった。次章以降では良洞の集落（以下良洞マウル）に注目して、世界文化遺産登録までの経緯と、登録の前後に起こった動きについて述べる。

Ⅲ. 良洞マウルが抱える歴史的背景

(1) 良洞マウルの集落形成

良洞マウル一帯の正式な行政名称は慶州市江東面良洞里である。一帯は、同市の中心市街地からは北に10数km離れたところに位置し、現在でこそ慶州市の郊外地域となっているが、1995年のいわゆる広域行政によってようやく同市に編入された⁸⁾。

良洞マウルはその周囲、とくに北側を山々に囲まれた地形（図2）に位置しており、朝

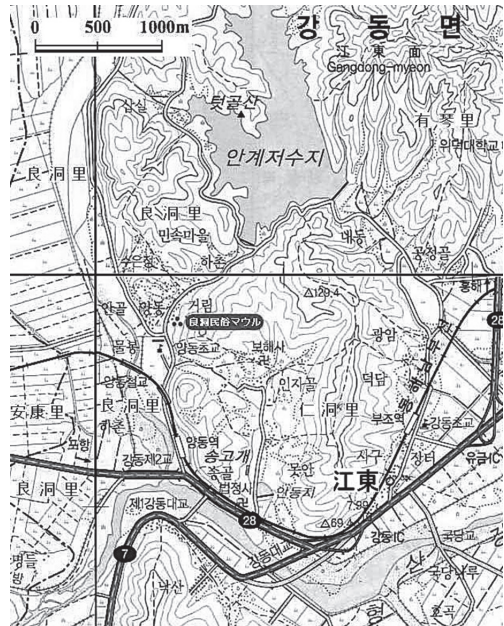


図2 良洞マウルとその周辺

『超精密1：50,000地図』（RHANDAM HOUSE中央社）を一部改変。

鮮半島ならではの厳しい冬の季節風が和らげられる環境にある。そこに、1430年代から慶州孫氏の一族と、のちに15世紀の後半から同一族との婚姻関係のもとで移住してきた驪江（驪州）李氏の一族という二大氏族集団が居住するようになって、現在のような集落が成立したとされる。そして、同集落の慶州孫氏と驪江李氏からそれぞれ、李氏朝鮮時代に「両班」人材が次々と輩出されたことで、良洞マウルは氏族マウルとして広く知られることとなった。現在に至るまで幹線道路などから外れているため、交通の便は必ずしもよくないが、その位置関係が、俗世から離れて学問に集中できる環境をもたらしてきたという解釈もある⁹⁾。

こうした歴史から良洞マウルには、のちに文化財指定である「民俗マウル」指定、さらに世界文化遺産登録につながる、独特の景観が形作られることになった（図3）。まず良洞マウルでは、先祖崇拝を絶対的なものとする

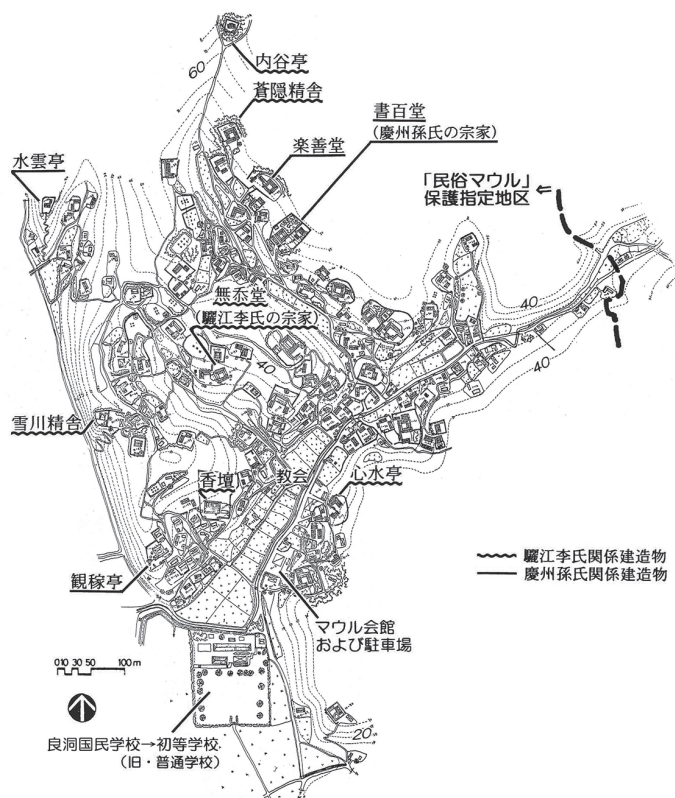


図3 良洞マウル平面図

李 鍾弼ほか (1983) に加筆。

儒教を重視した「兩班」文化を反映して、集落の北側を取り囲む山々に先祖代々の墳墓が、上方から秩序をもって稜線上に列状に設けられている。そして、その延長線となる稜線の中腹に二大氏族集団の宗家といった重要な建造物が建てられてきた。また、分家など

はこの宗家といった重要な建造物からは基本的に下方に向けて建てられ、最も下方となる平坦地には、二大氏族集団の使用人あるいは小作人の家屋が設けられた (図4)。こうして良洞マウルには、山々の斜面の上方には荘厳な瓦屋根の家屋群が、相対的に下方には草葺

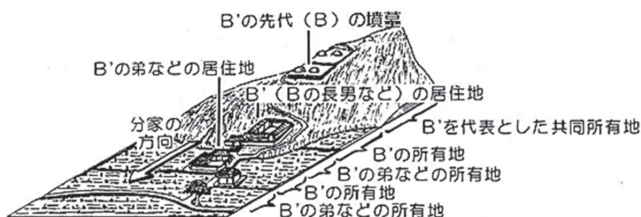


図4 一族の墓地を近隣の山々に抱く慶州孫氏の人々による土地利用および土地所有の模式図

土地台帳の分析および聞き取り調査をもとに作成。



図5 斜面上方に瓦屋根の著名建造物，下方に草藁葺き住宅が並ぶ良洞マウルの景観
筆者撮影。

葺きの家屋群が建ち並ぶという，階層性をもった景観（図5）がみられるようになった。

その中で良洞マウルについて特筆されるのは，歴史的に二大氏族集団がしのぎを削ってきたことによる特異な集落構造がみられることである。先発となる慶州孫氏は，良洞マウルのある江東面良洞里だけでなく，南東に隣接する同面仁洞里などでも同族集落を形成し，近隣の山々に一族の墳墓を築いてきた。一方で驪江李氏は，あくまで後発となるため，良洞里内では基本的に墳墓を築けていないものの，この良洞里については日本統治時代までにすでに人口面で大きく慶州孫氏を上回っていた¹⁰⁾。その結果，良洞マウルにおいては，集落上方の墓地を抱いた山々と，その直下にある著名な建造物の多くが慶州孫氏のもので占められる一方で，相対的に下方の家屋群や農耕地の多くが驪江李氏のもので占められるという，複雑な集落構造¹¹⁾が形成されている（図6）。

（2）良洞マウルの文化財指定

日本による統治時代（1910～1945年）や，独立後の1970年代に全国で展開された農村開発運動（セマウル運動）の中で，韓国国内の

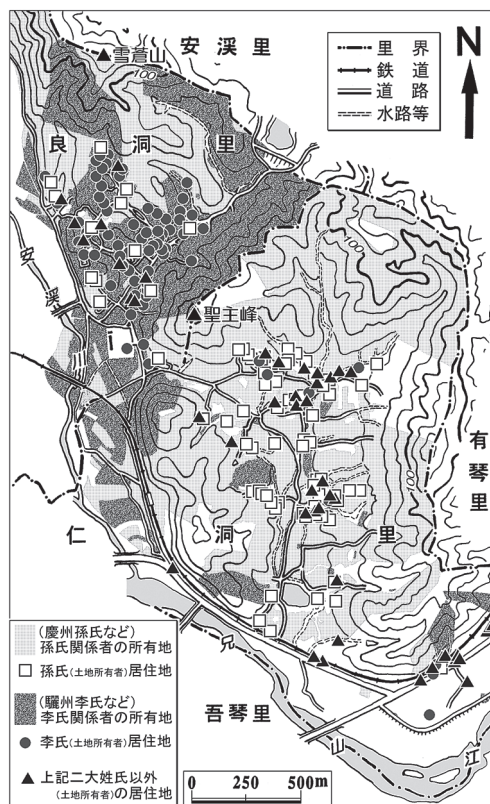


図6 良洞里とその南東に隣接する仁洞里における土地所有状況

1978年当時：土地台帳より作成。

多くの集落がその景観を激変させたのに対して，良洞マウルは伝統的な集落景観や構造に大きな変化がみられにくかった。そのため先述した河回と同様に，1980年に集落全体について重要民俗文化財指定がなされ，一般的には「民俗マウル」と呼ばれるようになっていた。

良洞マウルにおいて伝統的な集落景観や構造が残されたのは，まさに同マウルの持つ様々な条件によるものであった。都市から離れ，主要な交通機関からも取り残された閉鎖的な環境が災いし，同マウルではすでに日本統治時代から人口の減少が始まっていた。また，かつて「両班」層の人材を多く輩出したという同マウルの特色としては，とくに教育

意識の高さが挙げられる。そして、日本統治時代においても早い時期に初等教育機関である普通学校（のちの良洞初等学校）については集落の入り口近くに誘致できたものの¹²⁾、高等教育機関が近隣にないことから、進学のためとくに長男などがこぞって都市部に流出した。さらに、韓国の独立とその後の「セマウル運動」、そして高度経済成長を迎えることになるが、人口が大きく減少しており、平坦な土地が少なく農地が得られにくいことから農業をはじめとする産業基盤も脆弱であった良洞マウルは、「セマウル運動」の恩恵を受けることも少なかった。その結果、伝統的な家屋群などにもあまり手が加えられなかったことから、1970年代以降、建築学だけでなく民俗学や文化人類学による学術調査が進展した¹³⁾。こうして良洞マウルは、集落内の建造物群に対する文化財的価値と、住民が伝統的な生活様式を維持していることが評価され、1980年12月に重要民俗文化財指定、いわゆる「民俗マウル」指定がなされることとなった。

この「民俗マウル」指定を受けて、良洞マウルの指定範囲内においては、伝統的な建築様式を守ることを条件に、家屋の修繕や改修に国および慶尚北道から、広域行政後は慶州

市からも補助金が投入されることになった。同時に、同マウルには多くの観光客が訪れるようになった。しかしながら、このような観光地化にあっても依然として人口減少は続き（表1）、良洞マウル内の整備された家屋の中には、整備されたにもかかわらず放棄されたり、空き家となったりしているものが目立つようになっていった。慶州市の市街地から車で20～30分と比較的近距離にあることから、同マウルでは観光客の宿泊はおろか食事すらも期待できず、観光収入も微々たるものであったためである。「民俗マウル」指定の条件として工場や畜舎の建設、果樹園の造成が禁じられたため、集落内で収入源を求めるのが難しくなった若年層が集落外に仕事、さらには居住地を求めるようになったことも大きかった¹⁴⁾。その結果、良洞マウル内の住民には、年金や都市部に居住する家族や親族からの送金で生活する、高齢かつ次男以下の大人・女性といった層が目立つようになっていった。

その中で筆者が1993年からくり返し行ってきた現地調査では、このうち夫に先立たれた高齢女性などにとって、良洞マウル内に1955年に設けられていた良洞教会（図7）が、単なる信仰対象としてだけでなく大きな心の拠

表1 江東面良洞里・仁洞里の年齢区分別人口構成

里名	分類	総戸数	総人口	0～14歳	15～60歳	61歳以上
良洞里	1972年	116	809	222 (27.4%)	493 (60.9%)	94 (11.7%)
	1979年	151	746	196 (26.3%)	453 (60.7%)	97 (13.0%)
	1986年	134	529	117 (22.1%)	320 (60.5%)	92 (17.4%)
	1994年	123	401	34 (8.5%)	258 (64.3%)	109 (27.2%)
	2001年	129	365	—	—	—
	2010年	156	368	—	—	—
仁洞里	1994年	95	365	65 (17.8%)	249 (62.7%)	71 (19.5%)
	2001年	160	496	—	—	—
	2010年	209	441	—	—	—

※ 1972～86年は各種報告書。1994、2001、2010年は住民登録集計から抽出。



図7 1996年当時の良洞教会
筆者撮影。



図8 伝統的な建築様式を活かした食堂
2003年9月筆者撮影。

り所となっているとの声が得られていた¹⁵⁾。また調査では、同時期から良洞マウル内で、伝統的な外観を残しつつも食堂や喫茶店、土産物屋に改築された家屋(図8)など、観光収入を求めた施設が設けられ始めたことを確認した。同時に、集落内の街路の舗装整備が進み、観光客が自家用車で直接良洞マウル内に向かうことができるようになるばかりでなく、同マウル内を自家用車で回れるようになった。このことで、個人宅の敷地内に観光客や車が進入するといったプライバシー問題が騒がれるようになった。一方で、増加した観光客を対象とした案内ガイドの活動も活発

化していったが、それらのガイドには皮肉なことに、良洞マウル外の住民が目立った¹⁶⁾。このように、1980～90年代の良洞マウルは、「民俗マウル」として多くの観光客を迎え入れるようになる一方で、それらの観光客への対応を目指すために、指定の前提であった伝統的な家屋群や人々の生活は大きく変容してしまっていたといえる。こうした観光開発に対しては、住民の大半も否定的であったとされる¹⁷⁾。

IV. 良洞マウルにおける世界遺産登録に向けた動き

(1) 景観整備の方針転換

慶州市は2002年頃から本格的に、良洞マウルについて「民俗マウル」を超えて世界文化遺産に登録できないかと模索しはじめた。そして、「民俗マウル」に指定されていたことで比較的良好に維持されてきた伝統的な景観という有利な条件を活かしつつ、世界文化遺産としてのさらなる価値評価が目指された。ここでは、まさに「真正性」を求めて、良洞マウルが形作られたとされる李氏朝鮮時代という時代性が強調されると同時に、「完全性」を求めて、良洞マウルの家屋群だけでなく、その維持に関わる集落周囲を含めての整備が進められることとなった。

この中で、良洞マウル内に存在する、李氏朝鮮時代を象徴しないもの、とくに、日本による統治時代以降に設けられた施設は、ほぼ全てに撤去が検討された。ここでは、例えばマウル内の電線や鉄塔、各戸のTV受信アンテナをどうするかが議論された¹⁸⁾。中でも、良洞マウルの入り口近くのマウル会館(日本の公民館に相当)前の駐車場の撤去、そして良洞マウル内の街路の舗装撤去は前提となった。とくに駐車場は、かつてはマウル会館前の広場を間借りする規模であったものが、自家用車を利用した観光の定着と¹⁹⁾、「民俗マウル」指定以降に進められた街路の舗装によ

りマウル内の自動車での行き来が便利になったことによる車の急増に伴って、1990年代末に大きく拡張されていた。この拡張が、駐車場をより目立たせる結果となっていた。そして議論では、様々な観光施設だけでなく、前節で述べた良洞教会や良洞初等学校までもが、良洞マウルに「不相応なもの」としてやり玉に挙げられた。

結果として良洞マウルでは、2007年頃までに集落内の各所に大きく手が入られた。集落内から電線やTVアンテナは消えた。また、集落内の、斜面上方の著名建造物への補修が進んだのは当然であるが、同時に、斜面の下方面にある民家の瓦屋根ははがされ、草藁葺きに替えられたり、最初から草藁葺きで建て替えられたりした。これら斜面下方の民家の中には、かつては二大氏族集団の人々の使用人や小作などが居住していたものを、居住者の流出に伴い整備し、家屋の保全を条件に、許可された人々が居住するようになっていたものも少なくなかったが²⁰⁾、それを草藁葺きに戻してしまった形となる。また、この慶尚道地域では伝統的に「便所」は別棟であったという認識に基づき、真新しい草藁葺き・別棟の「便所」が、集落内の各所に乱立するようになった(図9)。

また先述した、李氏朝鮮時代を象徴しない



図9 草藁葺き・別棟での「便所」新設
筆者撮影。

施設は、集落から「緩衝地域」の確保ともいえる幅約200mほどの空間(例えば南側は、ほぼ仁洞里との境界までの領域に相当)を空けたその外側への移設か、非可視化が進められた²¹⁾。例えば良洞教会は、長年位置していた良洞マウル中央付近の敷地を畑に明け渡し(図10)、その場所を集落西端の川沿いに移した。建物も半地下構造となって、周りに樹木が植えられたこともあり、一見すると良洞マウル内からは何の施設かが分かりにくい存在となった(図11)²²⁾。駐車場は、良洞マウル入り口にある良洞初等学校のさらに南側となる、これまた半地下構造の「良洞遺物展示



図10 かつての「良洞教会」跡地の畑
2009年9月筆者撮影。図7と同アングル。



図11 マウル西端に移された「良洞教会」
2008年9月筆者撮影。

館」の、さらに地下に設けられた。

以上のように、2002年以降の世界文化遺産登録を前提とした集落整備は、「民俗マウル」であった期間においてはある程度認められていた良洞マウルがもつ歴史的重層性への許容を否定し、まさしく李氏朝鮮時代への注目のみに集中させる方向性となったといえよう。その結果、皮肉にも「民俗マウル」指定期に整備されたものの多くが撤去の対象となる形となった。

ほかに興味深いこととして、かつて良洞マウルについてみられていた案内図は、草藁葺きの民家を含めた集落内の様々な施設を示したものであったが、世界遺産登録後になって示されるようになった同マウルについての案内図は、めぐるべき街路が観光コース「探訪路」として明示された上で、その沿道の、瓦屋根の著名な建造物ばかりが強調された表現となった(図12)。そこでは、教会や良洞初等学校が申し訳程度に示されているだけでなく、整備が進められていたはずの草藁葺きの民家の存在も無視される傾向にある。

(2) 世界文化遺産登録と集落内の「土地」

前節では世界文化遺産登録を目指すことになったことに伴う良洞マウルの景観政策の転換と、良洞マウル内の各所に象徴的にみられた具体的な景観変化とを見てきた。本節では、地籍図や土地台帳²³⁾といった資料も用いることで、世界文化遺産登録に向けて発生した良洞マウル内の土地をめぐる動きが空間的にどのように展開したのかなどについて確認することとする。

まず、良洞マウル内では、「民俗マウル」に指定されていた時期からすでに一部家屋の荒廃が進んでいたが、それは世界文化遺産登録に向けた時期にも一層進行した。その一方で、同じ時期には、先述した草藁葺き「便所」のほか、「探訪路」として強調された街路沿いについては草藁葺きでカモフラージュされた消防施設なども増設される動きがみられた。そうした動きを図化すると、新規の建造物・建築物の立地は、やはり「探訪路」沿いと、相対的に斜面の下方に目立った(図13)。そして対照的に、「探訪路」から外れたところと、相対的に斜面上方では、家屋などが失



図12 近年良洞マウル内に掲示されている同マウル案内図

2009年9月筆者撮影。

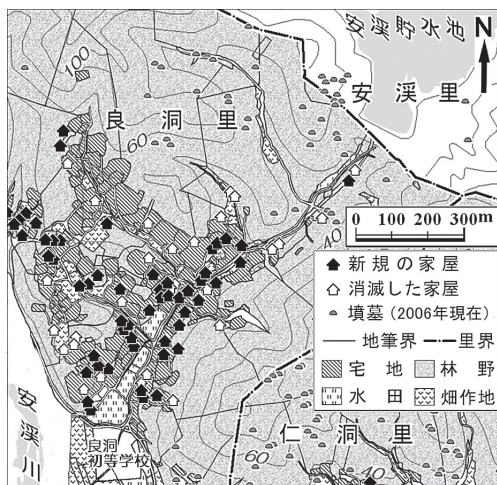


図13 良洞マウル内の地目(1998年当時)と近年(1999年~2006年)の家屋の変化
地籍図・土地台帳および現地調査により作成。



図14 良洞マウル内の地目転換(1998年~2006年)
地籍図・土地台帳により作成。

われ、その敷地の中には畑や墓地になったところもみられた。

こうした動きを土地台帳で確認すると、相対的に斜面の上方の、「探訪路」から外れたところを中心に、2000年代に入って、宅地地筆が林野・農地化したり、農地地筆が山林化したりするといった地目転換が進んだことが確認できた(図14)。そして、これらの地目転換は、大きく人口を減らし続けてきた慶州孫氏の人々の所有地と一致しやすかった。さすがに、これらの地筆の土地所有者が集落と全く無関係な人物のものとなっていることは少ないものの、所有者の住所記載が良洞マウル内から都市部に移されていたり、さらにはその移った先でこの土地の相続が行われていたりしていた²⁴⁾。そして、明らかに所有者自身はもはや良洞マウル内に居住していないという地筆が数多くみられるようになっている。依然としてほぼ慶州孫氏関係者の連名所有となっている山林と合わせ、大部分が二大氏族集団の人々によって構成されているという集落全体の土地所有関係に見かけ上の大きな変化はみられていないものの、良洞マウル

内に宅地や農地を所有し、実際に本人もそこで生活を続けているという住民は少なくなっているといえる。これは、第Ⅲ章で述べた空き家の増加とその発生過程とを明確に示す形となる。

また、良洞マウルの外側において半地下構造で設けられることになった展示館と駐車場の敷地は、まさしくこうした、その所有者自身が集落外に流出してしまった農地を2004年の時点で慶州市が取得する形で確保されていた。「民俗マウル」指定に加えての世界文化遺産登録によって、良洞マウル内において何らかの利益を求めての土地取引は事実上不可能になったことで、今後、所有者を失ったり、土地所有者にその所有を放棄されたりした土地について、その公有地化が進む可能性がある。

ところで、日本による統治時代に現在の位置に設けられた良洞初等学校については、以前から、その立地と集落の入り口を塞ぐように設けられた校舎の配置とが、集落の象徴的な空間を破壊するものであったとの見解もみられており²⁵⁾、当時の土地台帳においても、



図15 日本統治時代に設置された良洞普通学校（図左下）が「郷校」と記載されている図

韓国教員大学歴史教科『韓国歴史地図』平凡社、2006、109頁
 (原典は『アトラス韓国史』(韓国文)(株)四季節出版社、2004)

かつて驪江李氏であった住民の所有農地を敷地としたことが確認できた。しかしながら、同校を李氏朝鮮時代からの「郷校」に由来すると記載した文献(図15)もあり、果たして良洞マウルの「真正性」とは何か、といった認識については、揺れがみられるようである。こうした誤解もあってか、結果として同校がその位置を守ることができた可能性もある²⁶⁾。

V. おわりに

本稿では、韓国において世界文化遺産に登録された良洞マウルを取り上げ、象徴的な歴史を持ちながらも住民が居住を続けている「歴史的地域」の世界文化遺産への登録を目指すにあたって、どのような動きや課題がみられたのかについて見てきた。そこでは、登録にあたって推薦・登録勧告というハードルを超えるため、整備実績が求められることになり、韓国であれば「民俗マウル」、日本であれば重要伝統的建造物群保存地区などといった指定を受けての地域景観の保全の歴史も前提となることが明らかであった。

今後日本においても、伝統的な景観や住民生活がみられる集落に対しての、新たな世界文化遺産登録が期待される。しかしながら「歴史的地域」であっても、遺跡や宮殿、廟などとは異なり、そこに現在に至るまで住民が居住を続けている集落であれば、どうしても様々な建造物や土地利用がみられるようになり、さらには、観光客への便宜を図るための諸施設が追加されていることになる。その中で、本稿で取り上げた良洞マウルの事例では、かつての韓国の「民俗マウル」指定がそうした集落の歴史的層性のある程度許容していた一方で、世界文化遺産登録が目指されるようになると、その地域にとっての「輝ける時代」の建造物や景観のみで空間が構成されていることが徹底して強く求められるようになったことが示された。そして、現代という時代の中で「真正性」や「完全性」を強調すると、集落内からは住民にとって必要な施設までもが明らかに排除されるようになる。それは、さらには住民の集落内での居住を難しいものとし、集落の本来の住民の排除につ

ながるのではないかということが懸念された。このように、住民の居住がみられる「歴史的地域」の世界文化遺産登録は、手放しでは喜べない部分が非常に大きいといえる。

なお本稿は、歴史的資料を確認した上での筆者による20年以上にわたる現地観察に基づいたものである。それに加えて今回、近年の地籍図および土地台帳の参照を行うことで、一連の動きの空間的展開やその背景も示すことができた。具体的に集落内のどのようなところにおいて、どういった時期に変化が集中しているのか、また、空き家となったり失われたりした民家の住民と思われる人々に何が起きているのかは、古くからの居住者が少なくなっている良洞マウルの住民でも分からなくなっていることが多い。地籍図や土地台帳の確認は、こうした住民の記憶を補完する助けともなりうる。

その中で先述したように、皮肉にも良洞初等学校の排除への議論を抑えることになったかもしれない誤った認識もある。地域のもつ歴史的層性を重視しつつ、こうした誤解を土地台帳の確認などによって容易に発見できてしまう複雑な立ち位置にある歴史地理学的研究者としてではあるが、世界文化遺産に登録されたことでさらなる変化の可能性のある良洞マウルを、筆者は今後も注視していきたい。

(中部大学)

〔付記〕

本稿の内容は、2014年5月に長崎外国語大学で開催された歴史地理学会大会シンポジウム「旅・観光・歴史遺産」において報告したものである。なお、現地での調査では住民の方々のご協力と励ましを、地籍資料の収集にあたっては韓国慶州市の民願室(地籍課)の皆様のご配慮をいただきました。また、大会にての報告時に有意義なコメントをいただいた神戸大学の藤田裕嗣教授、文化庁の鈴木地平様をはじめとして、シンポジウムに参席された多くの先生方に対しても、ここに記して感謝の意を示します。

〔注〕

- 1) 淡野明彦「世界遺産と観光に関する地理学的アプローチ」地理空間1, 2008, 114-126頁。
- 2) 青柳正規・松田 陽「世界遺産の理念と制度」(佐藤信編『世界遺産と歴史学』山川出版社, 2005), 5-25頁。
- 3) 「マウル」は韓国語で集落の意味であり、それは家屋群だけでなく、集落全体で形成されたコミュニティを指すことも多い。そして、良洞マウルは行政的には後述するように良洞里であるが、同里の範囲全体にはとくに西側の平野部に広大な農地を含んでいる中で、一般的には山々の麓の、住民が居住している一帯のみが良洞マウルと呼ばれている。
- 4) 吉田光男「韓国のユネスコ登録遺産—世界文化遺産・無形文化遺産・記録遺産」(佐藤信編『世界遺産と歴史学』山川出版社, 2005), 181-193頁。
- 5) こうした、一定の距離がある複数以上の集落が世界文化遺産に登録された例には、日本の五箇山と白川郷の合掌造り集落がある。
- 6) 韓国の農村地域では、共通の出自を持つ血縁集団が一つの集落を形成していることが少なくない。そうした集落は同族集落(マウル)などと呼ばれるが、さらに「両班」階級を輩出したことなどを契機に特有の親族組織などを発達させた集落は、氏族マウルと呼称されることがある。李 禧淑「韓国における氏族マウル住民の移住と適応—ダム建設に伴う移住民・全州柳氏を事例として—」人文地理49-3, 1997, 1-21頁。
- 7) 韓国では類似した語に「民俗村」があるが、こちらについては、伝統的な家屋を各地から移設してきたり、復元した家屋を配置したりして設けられたテーマパークを指すといった使い分けがなされていることが多い。
- 8) 韓国では1995年まで、都市部では市—(区)一洞の、非都市部では郡—邑・面—里の住所体系が用いられていたが、同年前後の広域行政では非都市部について、郡ごとでの市への編入が各地で進められた。こうして

広大な市域を持つようになった都市は「統合市」などと呼ばれるが、そこではかつての非都市部について、市一邑・面一里といった住所体系がみられる。なお、邑は日本の町、面は村に相当する規模となる。

- 9) 李 鍾弼・玄 重英・張 炳文・朴 鎬見『嶺南地方 固有聚落の空間構造』(韓国文)嶺南大學校出版部, 1983, 308頁。
- 10) ①姜 東振・黃 ギウォン「慶州 良洞マウル変遷の解析 —保存対象 抽出を中心に—」(韓国文) 國土計劃32-5, 1997, 265-296頁。慶尚北道『良洞マウル調査報告書』(韓国文)慶尚北道庁, 1979。②李 鍾弼・玄 重英・張 炳文・朴 鎬見『嶺南地方 固有聚落の空間構造』(韓国文)嶺南大學校出版部, 1983, 308頁。
- 11) 山元貴継「日本統治時代における韓国の農村地域の変容—慶州市江東面における地籍資料の分析を中心に—」人文地理53-2, 2001, 25-50頁。
- 12) 後述するように、この良洞普通学校(のちの初等学校)の存在とその立地場所はのちに批判の対象ともなるが、朝鮮総督府側の記録によればその敷地は、驪江李氏の寄付によるものとされる。朝鮮総督府『慶州郡生活実態調査』朝鮮総督府, 1935。
- 13) 前掲10)。崔 在錫(伊藤亜人・嶋陸奥彦訳)『韓国農村社会研究』學生社, 1979。
- 14) 対照的なのが南東に隣接する仁洞マウル(仁洞里)で、こちらは比較的平坦地が多く、交通も便利であったことから集落の変化が大きかったため、「民俗マウル」指定を受けることはなかった。代わりに仁洞マウルでは、果樹園や畜舎の造成が積極的に進められ、若年層が比較的多く定着することになる。姜 東振「歴史環境関連法が農村地域に与えた影響に関する研究 慶州良洞マウルと仁洞マウルを事例に」(韓国文)國土計劃30-3, 1995, 107-133頁。
- 15) 韓国では夫婦別姓の一方で、子供は父親の姓を受け継ぐのが前提で、結果的に家族の中で母親だけが異なる姓を名乗り続けることになる。こうしたこともあって、良洞マウルのような特定の氏族集団が占める集落においては、他地域から嫁いできた女性は、夫(氏族集団の構成員)に先立たれ、子供が親元を離れてしまうと、集落内での社会的地位が不安定となりやすい。こうした女性の多くが氏族集団に頼ることを諦め、教会を心の拠り所とすることはめずらしくない。山元貴継「民俗マウルの世界—慶州・良洞マウルでのフィールドワーク—」地理48-3, 2003, 28-34頁。
- 16) 1990年代末の時点では、良洞マウルについての現地ガイドを担当する人々は、その多くが、人口が減少しとくに若年層の少なくなっている良洞マウル内の住民ではなく、慶州市の市街地や、隣接する仁洞マウルの人々で占められていた。このうち仁洞マウルから駆けつけるガイドは慶州孫氏の関係者が多く、同氏族集団が良洞マウルで果たした役割を強調することになるが、良洞マウル自体は前述したように現在では驪江李氏の住民が多く占めているため、ガイドと良洞マウルの実際の住民の多くとは一定の距離が生じることとなる。前掲15)。
- 17) 岩鼻通明「韓国の民俗村にみる伝統的文化景観の保存と利用に関する研究」財団法人日韓文化交流基金 訪韓学術研究者論文集3, 2002, 103-170頁。
- 18) 「民俗マウル」に指定されていた時期である1994年に打ち立てられていた「マスタープラン」において、すでにこれらの施設の撤去が謳われていたが、同プランの時点では「…住民の生活の不便を解消するよう、最小限の文化施設を許容する」といった方針も示されていた。こうした許容の方針が2000年代に入り、ほぼ否定された形となる。
- 19) 慶州市の市街地などから良洞マウルへ向かう際には、かつては良洞マウルの南約1kmに設けられた国鉄(現KORAIL)東海南部線の良子洞^{ヤンジョドン}駅が利用された。しかし同駅は2007年6月に旅客取り扱いを止めた。現在、同マウルに向かう公共交通機関は市外バスに限定されているものの、便数は多いとはいえず、その利用者は少ない。
- 20) その居住者は、50~60歳代の夫婦が目立ち、必ずしも良洞マウルと関わりのない

人々で多く占められていた。こうした人々は、仕事のリタイアか、あるいは子供の独立に伴い、慶州市あるいは隣接する浦項市の市街地からさほど遠くないこの地に居住地を求めている。

- 21) 良洞里の南東に隣接する仁洞里には、2000年代に入り、国道バイパス沿いを中心に、大きく企業の事業所や工場、商業施設などの立地が進んでいるが、この「緩衝地域」と両里の間にある山々に隠れる形で、良洞マウルからそれらの立地は全く見えない形となっている。山元貴継「近年の韓国における都市近郊農村への事業所立地」(溝口常敏・阿部康久編『歴史と環境—歴史地理学の可能性を探る—』花書院、2012)、233-248頁。
- 22) 世界文化遺産登録を目指す動きが本格化する直前の2001年10月18日に開催された「良洞民俗マウル整備計画詰問委員会」では、文化財委員より「これ(良洞教会)も一つの民俗表現と思われます。そのままの形で保存することも意義があると思います」との意見が寄せられたことが記録されているが、その後の対応はこうした意見を無視した形となる。慶州市『良洞民俗マウル 総合整備計画報告書』(韓国文) 慶州市、2002。
- 23) 日本では1960(昭和35)年の不動産登記法の改正に伴い土地台帳が廃止され、不動産登記簿との一元化がはかられたが、韓国では現在に至るまで土地台帳が用いられている。かつては市庁(日本の市役所に相当)のほか、邑や面の事務所(同町や村役場)に置かれていたが、広域行政以降は新たな「統合市」の市庁や、韓国においては現存する郡庁に移管される動きがあった。なお、1970年代までは日本統治時代からの紙台帳

が継続して用いられていたが、70年代後半からは次第にカード化され、90年代初頭までには電算化が完了した。

- 24) 土地台帳には、土地所有者の住所変更も記録されている。また韓国では、とくに男性の名前の付け方に一定の規則性がみられやすく、例えば特定の部首の漢字を含んだ男性の次の代(子供)は、その規則に基づいた別の部首の漢字を含むことが多い。こうした規則性を理解していれば、所有移動の理由が土地台帳上では単に「所有権移転」であっても、それが相続である可能性を想定することができる。
- 25) このような、植民地時代に日本が関わったインフラ整備が、朝鮮民族の伝統的な文化と景観とを意図的に破壊するものであったと言説は、1990年代半ば頃に韓国各地で注目された。良洞初等学校については、李夢日や姜東振ほかが言及している。李夢日「韓国風水思想の現代地理学的意義と課題」(韓国文) 地理學論究9、1988、55-71頁。前掲10) ①。
- 26) 現地調査によれば、「民俗マウル」に指定されていた時期にはしばしばみられていた、日本による植民地統治により良洞マウルが大きく変化させられたという説明は、感覚的にはあるが、世界文化遺産への登録を目指す時期にはほぼ注目されなくなっていた。集落の「真正性」を強調すると同時に、国際的な理解を得るためにも、日本との関わりへの言及は積極的には行われなくなっている。その中で、日本統治時代において良洞普通学校の立地が象徴的な空間を意図的に破壊するものであったという見解も鳴りを潜めるようになったのではないかと、といった背景が想定される。